市川市国府台公園国府台スタジアム等における広告物の掲出の取扱いに関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、国府台公園国府台スタジアム及び国府台市民体育館並びに北市川運動公園テニスコート及び壁打ちコート（以下「国府台スタジアム等」という。）　における広告物の掲出の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（掲出場所等）

第２条　広告物を掲出することができる場所及び区画の数並びに１区画当たりの面積は、施設に応じ次の表のとおりとする。

施設	場所	区画の数	１区画当たりの面積
国府台公園国府台スタジアム	外野ラバーフェンス	１２区画	９．５平方メートル（縦0．９５メートル、横１０メートル）
	ファールラバーフェンスＡ	２区画	９．５平方メートル（縦0．９５メートル、横１０メートル）
	ファールラバーフェンスＢ	４区画	１０．５平方メートル（縦１．５メートル、横７メートル）
	ダグアウト横	４区画	６平方メートル（縦１メートル、横６メートル）
	ダグアウト横Ａ	２区画	４平方メートル（縦２メートル、横２メートル）

	ダグアウト上	４区画	３平方メートル（縦０．５メートル、横６メートル
	ウォームアップスペース上	２区画	１．８平方メートル（縦０．４５メートル、横４メートル）
	ウォームアップスペース下	２区画	３．６平方メートル（縦０．９メートル、横４メートル）
	バックネットＡ	１区画	５．４平方メートル（縦２メートル、横２．７メートル）
国府台市民体育館	第１体育館のアリーナ壁面	１６区画	２．８平方メートル（縦０．７メートル、横４メートル）
北市川運動公園テニスコート	テニスコートフェンス	１８区画	１２平方メートル（縦１．２メートル、横１０メートル）
北市川運動公園壁打ちコート	壁打ちコートのボード	４区画	４平方メートル（縦０．８メートル、横５メートル）

（広告物の要件）

第３条　掲出することができる広告物の要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　公の秩序又は善良な風俗に反しないこと。

⑵　法令等の規定に違反するおそれがないこと。

⑶　国府台スタジアム等の管理運営に支障を及ぼすおそれがないこと。

⑷　市の信用又は品位を害するおそれがないこと。

⑸　宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るものでないこと。

⑹　特定の政党又は政治団体の利益になると認められないこと。

⑺　集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められないこと。

⑻　人権侵害又は差別を助長するおそれがないこと。

⑼　色彩又はデザインが国府台スタジアム等の美観を損なうおそれがないこと。

⑽　国府台スタジアム等を利用する者に不快の念を与えるおそれがないこと。

⑾　市が広告物の内容を推奨しているかのような誤解を与えるおそれがないこと。

⑿　消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から不適切でないこと。

⒀　青少年の保護及び健全育成の観点から不適切でないこと。

⒁　その他国府台スタジアム等に掲出するものとして不適切でないと認められること。

（掲出期間）

第４条　広告物を掲出することができる期間は、掲出を希望する月の初日から当該掲出を希望する月の属する年度の末日までとする。

２　前項の規定は、広告物の掲出に係る契約の更新を妨げるものではない。ただし、連続して更新できる回数は、５回を限度とする。

（ 広告料の額）

第５条　１区画当たりの広告料の額は、１年につき、施設に応じ次の表のとおりとする。

施設	場所	広告料
国府台公園国府台スタジアム	外野ラバーフェンス	１４８，２００円
	ファールラバーフェンスＡ	７４，１００円
	ファールラバーフェンスＢ	８１，９００円
	ダグアウト横	４６，８００円
	ダグアウト横Ａ	３１，２００円
	ダグアウト上	２３，４００円
	ウォームアップスペース上	１４，０４０円
	ウォームアップスペース下	２８，０８０円
	バックネットＡ	４２，１２０円

国府台市民体育館	第１体育館のアリーナ壁面	４３，６８０円
北市川運動公園テニスコート	テニスコートフェンス	９３，６００円
北市川運動公園壁打ちコート	壁打ちコートのボード	５２，８００円

備考

１　掲出を希望する月の初日から当該掲出を希望する月の属する年度の末日までの期間が１年に満たない場合の広告料は、月割をもって計算するものとする。

２　広告物の掲出期間において、施設を閉場する期間がある場合は、市長は、その旨を広告物掲出者に事前に通知するものとし、広告物掲出者と協議の上、この表の規定にかかわらず、広告料を別に定めるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、他の類似施設における広告料の額、需給の状況等を勘案して広告料の額を別に定めることができる。

（募集）

第６条　広告物の掲出の募集は、市の広報紙又はウェブサイトを使用して公募により行うものとする。ただし、応募者の数が募集をした区画の数に満たない場合に行う再募集については、この限りでない。

（申込み）

第７条　広告物の掲出の申込みをするもの（以下「広告物申込者」という。）は、市川市国府台公園国府台スタジアム等広告物掲出申込書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　掲出する広告物の見本

⑵　広告物申込者（広告物申込者と広告物の内容の主体となるもの（以下「広告主体」という。）が異なるときは、当該広告主体を含む。）の業務内容を記載した書類

⑶　広告物掲出状況自己申告書（様式第２号）

（審査）

第８条　市長は、前条の規定により提出された書類に基づき、当該広告物が第３条の要件を備えているかどうかについて審査するものとする。この場合に

おいて、当該要件を備えていると判断することが困難な広告物については、第１３条に規定する市川市国府台公園国府台スタジアム等広告物掲出審査会の事前審査に付し、その結果の報告を受けるものとする。

（承諾の可否の決定）

第９条 市長は、前条の規定による審査をしたときは、広告物の掲出の承諾の可否を決定し、その旨を市川市国府台公園国府台スタジアム等広告物掲出承諾可否決定通知書（様式第３号）により、広告物の掲出の申込みをした者に通知するものとする。

２ 募集をした区画の数を超えて第３条の要件を備えている広告物の掲出の申込みがあったときは、次の表に定める優先順位に従い広告物の掲出の承諾の可否を決定するものとする。

優先順位	広告物の掲出の申込みをしたもの
1	市内に主たる事務所を有する法人その他の団体又は市内の個人事業者
2	国又は市内の公共団体若しくは公共的団体
3	市外の公共団体又は公共的団体
4	市内に従たる事務所を有する法人その他の団体
5	市内に事務所を有しない法人その他の団体又は市外の個人事業者
6	その他の者

３ 前項の場合において、同一の順位に複数の申込みがあるときは、公開によるくじにより優先順位を決定するものとする。

（契約の締結）

第１０条 広告物の掲出の承諾を可とする旨の決定を受けたもの（以下「広告物掲出者」という。）は、書面により市との間で契約を締結しなければならない。

２ 前項の契約の主な内容は、別表のとおりとする。

（内容の変更）

第１１条 広告物掲出者は、掲出した広告物の内容を変更するときは、市川市国府台公園国府台スタジアム等広告物掲出内容変更申出書（様式第４号）を市長に提出し、あらかじめ市長の承諾を受けなければならない。

２　前項に定めるもののほか、掲出した広告物の内容の変更については、第７条、第８条及び第９条第１項の規定の例による。

（契約の解除）

第１２条　広告物掲出者は、自己の都合により契約を解除し、広告物の掲出を取り下げるときは、市川市国府台公園国府台スタジアム等広告物掲出取下申出書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（審査会）

第１３条　第８条後段に規定する事前審査をするため、市川市国府台公園国府台スタジアム等広告物掲出審査会（以下「審査会」という。）を置く。

２　審査会は、次に掲げる者をもって構成する。

⑴　スポーツ部次長

⑵　スポーツ部スポーツ施設課長

⑶　街づくり部公園緑地課長

⑷　管財部管財課長

⑸　市長公室広報広聴課長

３　審査会に会長１人を置き、前項第１号のスポーツ部次長をもって充てる。

４　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

５　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

６　審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

７　審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

８　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

９　会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（事務）

第１４条　国府台スタジアム等における広告物の掲出に係る事務は、スポーツ部スポーツ施設課において処理する。

（補則）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２３年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年１２月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、第１３条第２項及び第３項の改正規定並びに第１４条の改正規定並びに次項の規定は、同年２月２８日から施行する。

（準備行為）

２　国府台公園野球場ファールラバーフェンスに係る広告物の掲出の募集、承諾の可否の決定、契約の締結その他これらの行為に関し必要な手続その他の行為は、平成２９年４月１日前においても行うことができる。

（経過措置）

３　改正後の第２条、第４条第１項及び第５条第１項の規定は、平成２９年４月１日以後に掲出する広告物に係る手続について適用し、同日前に掲出する広告物に係る手続については、なお従前の例による。

４　この要綱の施行の際現に存する改正前の様式による用紙については、当分の間、必要な補正をして使用することができる。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２９年７月３０日から施行する。ただし、次項の規定は、同年７月３日から施行する。

（準備行為）

２　北市川運動公園テニスコート及び壁打ちコートに係る広告物の掲出の募集、承諾の可否の決定、契約の締結その他これらの行為に関し必要な手続その他の行為は、平成２９年７月３０日前においても行うことができる。

（経過措置）

３　この要綱の施行の際現に存する改正前の様式による用紙については、当分

の間、必要な補正をして使用することができる。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第１０条関係）

１　広告物の作成等

広告物の作成、設置、維持管理及び撤去は、広告物掲出者が行い、これらに係る一切の費用は、広告物掲出者が負担する。

２　広告料の支払

広告物掲出者は、市が発行する納入通知書により指定された期日までに広告料を一括で前納しなければならない。

３　権利の譲渡

広告物掲出者は、広告物を掲出する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

４　内容の変更

広告物掲出者は、掲出した広告物の内容を変更するときは、市川市国府台公園国府台スタジアム等広告物掲出内容変更申出書を市長に提出し、あらかじめ市長の承諾を受けなければならない。

５　掲出の取下げ

広告物掲出者は、自己の都合により契約を解除し、広告物の掲出を取り下げるときは、市川市国府台公園国府台スタジアム等広告物掲出取下申出書により、市長に申し出なければならない。

６　掲出の中止等

⑴ 市長は、次のいずれかに該当するときは、広告物の掲出期間中であっても、広告物の掲出を中止し、又は契約を解除することができる。

ア　広告物掲出者が広告料を納期限までに納付しなかったとき。

イ　広告物掲出者から広告物の掲出の取下げの申出があったとき。

ウ 広告物掲出者又は広告主体が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

エ 広告物掲出者又は広告主体が社会的信用を著しく損なうような不祥事を

起こしたとき。

オ 広告物掲出者又は広告主体の破産、倒産等により広告物を掲出する必要がなくなったとき。

カ　その他市長が広告物の掲出に支障があると認めるとき。

⑵ 市長が広告物の掲出を中止し、又は契約を解除した場合において、広告物掲出者は、市に対して広告料の返還請求、損害賠償請求その他名目を問わず、一切の請求を行うことができない。

7　広告物の撤去

市長は、国府台スタジアム等の管理運営上、やむを得ない理由があるときは、広告物掲出者に対して掲出中の広告物を撤去させることができる。この場合においては、広告物掲出者と協議の上、広告料の一部を返還するものとする。

8　広告物掲出者への報告

市長は、広告物の汚損、き損、若しくは滅失を発見したとき又は広告物に事故が生じたときは、速やかに、広告物掲出者に報告するものとする。

9　原状回復義務

⑴ 広告物掲出者は、広告物の掲出期間が満了したとき又は契約を解除されたときは、直ちに、広告物を撤去し、原状に回復しなければならない。

⑵ 市長は、広告物掲出者が前号の規定による撤去をしないときは、自らこれを撤去し、原状に回復することができる。この場合において、撤去に要する費用は、広告物掲出者の負担とする。

１０　広告料の返還

⑴　既納の広告料は、返還しない。ただし、第７項の規定による撤去をしたときは、この限りでない。

⑵　前号ただし書の規定により返還する広告料は、日割をもって計算するものとする。この場合において、その金額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

１１　広告物に係る責任

⑴　掲出した広告物の内容に関する一切の責任は、広告物掲出者が負うものとする。

⑵ 広告物の掲出作業又は撤去作業に伴い発生した国府台スタジアム等の汚損及びき損による損害並びに国府台スタジアム等を利用する者の損害については、広告物掲出者が自らの責任においてその損害を賠償しなければならない。

⑶ 市は、その責めに帰するものを除き、広告物の汚損、き損、滅失等について、これらの責任を負わない。

⑷ 国府台スタジアム等の工事その他の施設管理上やむを得ない事情によって、掲出した広告物が一時的に不明瞭な状態又は可視できない状態となることがあっても、市は、広告料の返還その他の責任を負わない。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、市川市都市公園条例の一部を改正する条例（令和６年条例第　号）の公布の日から施行する。

（準備行為）

２ 改正後の第１条に規定する国府台公園国府台スタジアムに係る広告物の掲出の募集、承諾の可否の決定、契約の締結その他これらの行為に関し必要な手続その他の行為は、令和７年４月１日前においても、改正後の市川市国府台公園国府台スタジアム等における広告物の掲出の取扱いに関する要綱の既定の例により行うことができる。

附　則

この要綱は、令和８年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。